

○右	○右	○右	○右	○右	○右	○右	○右
同	同	同	同	同	同	同	同
○土地改良事業の工事の完了	○土地改良区の役員の就任及び退任	○土地改良事業の工事の完了	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し
○土地改良事業の工事の完了	○土地改良区の役員の就任及び退任	○土地改良事業の工事の完了	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し	○建設業者の許可の取消し
（農務所）	（下北地方水産事務所）	（東地方農林水産事務所）	（西地方農林水産事務所）	（青森県土整備事務所）	（弘前県土整備事務所）	（文化・スポーツ振興課）	（総務学事課）
同	同	同	同	同	同	同	同
五	五	四	四	三	三	三	三

出先機関

○保安林の指定解除.....(林政課).....一
○土地分類基本調査の実施.....(農村整備課).....二
○証紙売りさばき人の住所の変更.....(經理課).....二
○証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更.....(同).....三

告示

山青木森果報

第一千十号

平成十四年四月十七日（水曜日）

青木秋果報

○県文化財の指定……
保文
護化
課財
……
五

勞動委員會

雜報

○あっせん員候補者の氏名等……………（事務局）六

○八甲莊新館（新名称「ラ・プラス青い森」）で使用される
物品の購入に係る一般競争入札……………（人事課）：

告示

青森県告示第二百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のとおり森林について保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十四年四月十七日

一 保安林の所在場所

青森県知事
木村守男

上北郡六ヶ所村大字鷹架字発茶沢一の一一七（次の図に示す部分に限る。）

青森県知事 木 村 守 男

- 二 保安林として指定された目的
風害の防備

三 保安林解除の理由
指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び六ヶ所村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百十二号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）に基づく土地分類基本調査を次のとおり実施するので、同法第七条の規定により公示する。

一 國土調査として指定された年月日
平成十四年四月十七日

青森県知事 木 村 守 男

二 調査を実施する者の名称
青森県

三 調査地域

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図の図幅内の地域（田代岳（青森県の区域に限る。）、中浜（青森県の区域に限る。））

四 調査期間

平成十四年四月十七日から平成十五年三月三十一日まで

青森県告示第二百十三号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

公 告

一 売りさばき人の住所及び氏名

十和田市一本木沢二丁目七の二六

青山 進一

二 変更内容

1 変更前の住所

十和田市一本木沢二丁目七の二六

2 変更後の住所

十和田市一本木沢二丁目七の二六

青森県告示第二百十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があつたので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十四年四月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 売りさばき人の住所及び氏名

五所川原市字一ツ谷五四〇の九

秋村 米松

二 變更内容

1 變更前の住所及び売りさばき場所

五所川原市字一ツ谷一六五の三

2 變更後の住所及び売りさばき場所

五所川原市字一ツ谷五四〇の九

平成十四年四月十七日

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十四年一月から同年三月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十四年四月十七日

青森県知事 木村守男

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年四月十七日

青森県知事 木村守男

一 申請のあった年月日
平成十四年四月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人光の岬福祉研究会

三 代表者の氏名
太田 真

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字笹森町三七の二一

五 定款に記載された目的

この法人は、福祉を考え、実践しようとする者により、福祉に関する幅広い分野を対象に、調査研究および福祉増進を目指した活動を行うとともに、何らかの福祉サービスを必要とする人々が、心身ともに健やかに育成され、地域社会及び文化活動などあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるよう、必要な福祉サービスを総合的に提供することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年四月十七日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 株式会社レセプト
二 代表者の氏名 堀江 俊男
三 主たる営業所の所在地 青森市緑一丁目一二の二九
四 許可番号 青森県知事許可（般一一）第一四八九二号
五 取消年月日 平成十四年三月二十九日
六 取消しに係る建設業の許可
大工、屋根、タイル・れんが・ブロック、内装工事業に係る一般建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実
平成十四年三月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年四月十七日

青森県知事 木村守男

一 商号又は名称 株式会社野呂義組
二 代表者の氏名 野呂 義勝
三 主たる営業所の所在地 黒石市追子野一丁目六九の二
四 許可番号 青森県知事許可（特一九）第一〇一一号
五 取消年月日 平成十四年三月十八日
六 取消しに係る建設業の許可
造園工事業に係る特定建設業の許可
七 取消しの原因となつた事実
平成十四年三月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十四年四月十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 商号又は名称 三上住宅設計

二 氏名 三上 久志

三 主たる営業所の所在地 中津軽郡相馬村大字水木在家字桜井六一の五

四 許可番号 青森県知事許可（般一一二）第一一七五六六号

五 取消年月日 平成十四年三月二十九日

六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となつた事実

平成十四年三月二十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第一百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第一項の規定により公告する。

平成十四年四月十七日

東地農林水産事務所長 山 口 忠 久

黒山地区基盤整備促進事業	土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了日
		蟹田町	平成二四・三・二十五

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大田光土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があつたので、同条第十項の規定により公告する。

平成十四年四月十七日

西地方農林水産事務所長 小 林 雅 彦

区役員別の氏名 住 所 就任及び退任の年月日

〃	監事	理 事	佐藤 幸一	西津軽郡車力村大字牛潟字大田光七 一の六四	平成二四・二・五就任
佐藤 誠	佐藤 佐藤 佐藤 佐藤 美智憲	佐藤 鳴海 工藤 武雄 弘美 賢治	佐藤 幸一 申一 正明 良一 武雄 賢治	字柏山三七 字村上一〇 字鷺野沢七	
佐々木忠造	工藤 工藤 佐藤 佐藤 申一	工藤 俊典 正明 良一 武雄 賢治	西津軽郡車力村大字牛潟字大田光七 一の六四		
の四九	の一 の一 の一 の一	の二の一 四二の一 四五の二 二八の二	西津軽郡車力村大字牛潟字大田光七 一の六四		
大字下牛潟字露舞岬	大字下牛潟字露舞岬	稻垣村大字繁田字赤旗四六	西津軽郡車力村大字牛潟字大田光七 一の六四		
字大田光五					

十三年災農地災害復旧事業	五三一一	土地改良事業の名称	事業を行う者
東通村			
平成二四・三・一三	年工事完了月日		

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百三十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があるので、同条第二項の規定により公告する。

下北地方農林水産事務所長
竹内由昭

土地改良事業の工事の完了

東通地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第一百三十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十四年四月十七日

下北地方農林水産事務所長 竹内由昭

教育委員會

青森県教育委員会告示第四号

青森県文化財保護条例（昭和五十年十一月青森県条例第四十六号）第四条第一項の規定により、次の表に掲げるものを県重宝に指定する。

平成十四年四月十七日

青森県教育委員会

種別名稱員數所所在者

勞 僑 委 員 會

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十四年四月十七日

青森県地方労働委員会会長 高橋牧夫

佐々木範夫	昭和三・五	青森市富田五丁目三 の一八	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会副会長
栗本 章吉	昭和二・六	八戸市旭ヶ丘五丁目 の一三五	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
西口 和夫	昭和二・四	青森市浜館四丁目三 の六	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
三上 初枝	昭和二・四	青森市奥野三丁目三 の一五	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
竹田 良三	昭和二・三	弘前市大字下白銀町 の二六	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
村田 剛一	昭和二・二	八戸市旭ヶ丘二丁目 の四一	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
笹森 悅郎	昭和二・一	青森市沖館五丁目六 の一八	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
扇田 實	昭和一・六	青森市幸畑一丁目五 の一一	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
北村真夕美	昭和一・二	青森市長島三丁目二 の四	青森県地方労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連 合会常任顧問
木立 精一	昭和三・六	青森市大字三内字沢 の五八の三	青森県地方労働委員会事務局 事務課長事務取扱
野呂 昌男	昭和三・七	青森市松森一丁目二 の二八の三	青森県地方労働委員会事務局參 査調整課長
牛田日出男	昭和二・八	青森市中央一丁目一	青森県地方労働委員会事務局參 査調整課長

雜報

八甲荘新館（新名称「ラ・プラス青い森」）で使用される物品の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年総理府・文部省・自治省令第一号）第二十八条の規定により公告する。

平成十四年四月十七日

地方職員共済組合青森県支部長 木村守男

一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- 1 宴会・客室用備品 一式
- 2 食器及び調理道具 一式

二 納入期限

- 1 宴会・客室用備品 平成十四年八月十九日
- 2 食器及び調理道具 平成十四年八月二十四日

三 納入場所

- 1 青森市中央一丁目一一の一八
ラ・プラス青い森

四 入札方法

四の1から2までに掲げる物品ごとにそれぞれ入札に付する。

五 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六百六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成十三年七月九日青森県告示第四百二十一号（物品等の競争入札参加資格）、平成十四年一月九日青森県告示第七号（物品等の競争入札参加資格）又は平成十

四年二月一日青森県告示第四十三号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により物品の購入契約についてAの等級に格付けされた者であること。

3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、青森県知事の指名停止の措置を受けていない者であること。

六 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市中央一丁目一〇の一〇

ラ・プラス青い森準備室

電話 ○一七一七三四一四三七一

2 入札書の提出期限（入札は、郵便によって行うことが出来ない。）
平成十四年五月七日 午後四時四十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所
青森市中央二丁目一〇の一〇

ラ・プラス青い森準備室

(二) 日時
平成十四年五月九日

なお、時間は入札説明書による。

七 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- 1 入札保証金

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第一百三十二条第一項第二号の規定に準じ、免除する。

- 2 契約保証金

地方公務員等共済組合法施行規程第三十二条の規定により契約金額の十分の一以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期
落札決定の日から七日以内

九 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行つた者を落札者とする。

十 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- 2 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- 3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の五百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

平成14年4月17日 水曜日 第2010号

1 Nature and quantity of products

to be purchased :

① Fixtures for Banquet and Guest
Rooms (1 suite)② Tableware and Cooking Utensils
(1 set)

2 Order Deadline :

4 : 45 P. M. May 7 , 2002

We do not accept orders by post

3 Contact Details :

La Place Aoi Mori

2-10-10 Chuo,

Aomori City, Aomori 030-0822

Japan

Tel. 017-734-4371

発行所・発行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番二号 青森県	青森市古川一丁目一七番五号 東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一錢